

議事日程(2)

平成25年6月7日 午前10時00分開会

日程第1 発議第6号 特別養護老人ホーム設置に関する決議について

第2 一般質問

【出席議員】(13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第1. 発議第6号

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、発議第6号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、11番、益田議員に発議第6号の趣旨説明を求めます。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

おはようございます。早速ではございますが、特別養護老人ホーム設置に関する決議について、案文の朗読をもって趣旨説明に変えさせていただきます。

福岡県第6次高齢者福祉計画における平成26年度福岡県高齢者福祉施設等整備方針で、芦屋町に対し、特別養護老人ホームの設置に関して80床の枠が認定されるかどうかは、これまでの2カ年にわたり不調となったことから、甚だ不確定な状況です。

現在、芦屋町における待機者は100人程度であり、かつ将来的に施設入所の対象者になると思われる多くの団塊世代の住民のことを考慮すると、今後、この数はさらにふえることが予想されるため、芦屋町にとって特別養護老人ホームの設置は喫緊の課題です。

については、特別養護老人ホーム設置の実現については議会としても強く希求するとともに、議会議員としていやすくも特定の事業者を支援する、あるいは支援しないことに加担することなく、公益のため80床の特別養護老人ホーム設置の実現に努める必要があります。

また、特別養護老人ホームの設置は、自治区などの同意が必要とされています。このため、事業者から地域同意に関する協議の要請については、地域住民の協力のもとに、円滑に行われることを望むものです。

以上のようなことから、町、執行部においては、平成26年度の当該整備方針に、芦屋町における80床の枠配分について設置許可権限を有する福岡県に対して強く要請するよう決議します。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で益田議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第1、発議第6号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、特別養護老人ホーム設置に関する決議について。これは、議運で決定されて議運の委員長さんが提案議員になっていると思いますが、付託は民生文教委員会で担当の課なんです、基本的なところなんで本会議場で質問させていただきます。

この特養老人ホームについては、1回目は不成立となり、2回目は選定委員会で決定し町の意見書を添えて県に提出されましたが、却下されています。

私はやはり、芦屋町に特養を誘致することは絶対に必要だという立場であります。2回目の、県から却下されたことに対する町の総括、そしてまた、今後こういったふうにして特養を誘致するに当たって再び問題が起こらないようにするために、町の特養設置に対する公正、公平を維持する立場を明確にすること、こういったことが必要だと思いますが、こういった点は、どのように担保されるのか、どうするのかという、そういったところがちょっとわかりませんので、その点について伺います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいまの質問は、行政に対するご説明、ご質問の内容ではないかと思っております。

私たち議会人としては、町民の皆様が要望されていることは、あの後も多くの方からご意見を聞いております。もうできるんでしょうと聞いておられる方もありますし、だめになったんでしょうということもございます。しかし、3月定例議会ではこれを取り上げることは不可能でございましたので、今回しか残ってない、6月定例議会でないとならないのではないかと。9月ではちょっと遅いのではないかと思いますので、今回、いろんなもろもろの状況はあったといたしましても、議会人としての立場を明確にしていきたいと、このように考えて提出したわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それはそれで結構なんですけど、やはり、そういったふうに意見書を決議を出すんであれば、町がこういったふうにかんがえているか、そこらへんも私たちは把握しなければいけないというふうに思います。そういった点で、これは民生文教の付託の1件でありますので、委員会審議のときにはぜひ町長及び担当課、そういったところの出席を求めて、そういったところを明らかにした中でこの審議を進めていきたいと思っておりますので、その点、ぜひ委員長、議長、よろしく願います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根でございます。今回の決議書の内容につきまして、2、3点、お尋ねしたいんですが。

実は、今回の決議書の目的ですね、例えばこれを県に出して、住民はこのように望んでいるんですよってという目的のためにこれが提出されるのか。それとも、といった目的がちょっとわかりにくいといった点がまず1点。

次に、2点目にいたしましては、今回3回目ってということなるわけですが、従前の初回にこの特別養護老人ホームは必要ですよと満場一致であってわけですね。それが2回とも不首尾になっているところで、今回3回目に再度それを出す必要性、その点についてです。

それから3点目。これが今回の部分については議会議員に対して加担することなく特定の支援、あるいは支援しないことについて、加担することなくというふうになっております。それは具体的にどういった内容を指すのかっていうところはちょっと不明です。

それから、3点目に、自治区のところは掲載されております。この自治区の内容については、やはり自治区としての独自性っちゅうんですかね、その辺のところをちょっと疑義に感じましたので、これは即答弁を求めるものでありませんが、こういった点を委員会の中で十分に審議していただいて、そしてその上でやはり納得のいくような形にまとめていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

委員会の中でということではございましたが、この場で少しご答弁をさせていただきます。

まず、県に出す目的についてでございますが、これは平成23年9月26日に、特別養護老人ホーム新設を求める意見書を議会として芦屋町議会議長の名前で提出をいたしております。その中に、必要性ということもここに書いてあるわけですが、多くの高齢者は自分の将来や希望に対して不安を抱いており、高齢化の進展とともに増加が予想される待機者数を解消するためには、特別養護老人ホームの早期の整備が必要となってきています。よって、芦屋町議会としては福岡県に対し、芦屋町内に特別養護老人ホームの新設が速やかに実施できますよう、特段の配慮を求めることを要望するものですということで、意見書を満場一致で上げておりますので、この必要性については皆さんも同意をいただいているものと思っております。

それから、議会議員のことを今3点目に上げておられましたが、この、皆さんもご存じのように、芦屋町政治倫理条例第2条第2項の中に、町長及び議員の責務ということで、町長など及び議員は、常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人や団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならないとうたわれております。これに沿った考え方で、今回はこのように上げさせていただいております。

特養の設置者は特定の事業者でありますので、当然のことではあります、議員としての立場を明確にして決議しようとするものでございますので、ご賛同をお願いいたします。

それから、自治区のことが4点目に上げられました。これは、事業者から地域同意に関する協議の要請とここにうたっておりますので、協議の要請があったときにおいて地域住民の協力のもとに、円滑に行われることを望むものですとうたってお

りますので、特段取り上げる問題ではないかと思っておりますが、委員会の中で先ほど川上議員からも要請がありましたように、委員長のほうに要請があっておりますので、これはまた委員長がお決めになることだと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。先ほどから3回目というように言われてます。例えば3行目、これまでの2カ年にわたり不調になったことからというようなことを書かれておりますけど、これは平成22年度には50床、枠がありました。これについても不調に終わっているということですから、この件についてもこの文面の中に書かれることによって、芦屋町はもう22年度からこれだけ80なり、100人程度、たくさんの方が、入所者が待ってるんですよということになるのではなからうかというような形で、その辺はどのように考えられているのか。

具体的に資料を見ますと、福岡県第5次高齢者保健福祉計画及び福岡県緊急整備計画における促進計画の平成22年度高齢者福祉施設等の整備方針では、芦屋町遠賀中間に50床の枠が与えられましたけれど、残念ながら芦屋町は不調に終わります。そのことについてどのように考えられておられるのかということと、2点目は、また特別養護老人ホームの設置は自治区などの同意が必要とされていますということなんですが、これ、当然なんですけど、2つ問題があるのかなと思っております。

まず、私の今回の24年度、25年度のことを体験する中で、自治区に入っていない方々が、例えば三軒屋の場合、50%近くが、まあ45%ぐらいの人が入ってなかったんです。だから、三軒屋区では約22名の役員の方々が同意しますということで、区として同意書出されてありますけど、あとの百二十何名の、198人いらっしゃるのかなと言われてますけど、その方は全く知らなかったと。4階建ての建物が建つなんて……

○議長 横尾 武志君

妹川議員。特別養護老人ホームの決議書についての質疑でありますので、今あなたが言われるのは、我々は今から民生文教委員会に付託しますので、その中の意見と思しますので、少し抑えて。

○議員 4番 妹川 征男君

すいません、ちょっと前置き長くなりましたけど。

○議長 横尾 武志君

だめです。

○議員 4番 妹川 征男君

それで、その辺についての区外の区民に入っていない方についての文言なり、それからもう1つは、この区の中に今回ですね……。

○議長 横尾 武志君

発言を取り消すよ、あんた、あんまり言いよったら。そやから、それは今から付託するから委員会ですればいい話じゃから。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうのは民生文教委員会で言えないでしょ。私、民生文教委員会のメンバーじゃないから、そこの場で言えないわけですから。

○議長 横尾 武志君

あなたが言わんでもほかにおるやないですか。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうことを民生文教委員会で審議していただきたいと言ってるわけです。

○議長 横尾 武志君

だからするから、いいです。（発言する者あり）意見が出るから。でないと、妹川議員、発言を中止させますよ。（「おかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）決議案に対しての質疑をしてください、その自治区がどうのこうのは今からの話です。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、私はね、いいですか、議長。あの、私がこれについて、この文言のことについてどう考えてありますかということ聞いてるんです。

○議長 横尾 武志君

今、盛んに議会改革と、これから議会基本条例をつくろうとしよるときにね、その中のメンバーは議会ルールを崩すような発言をしちゃ困ります。ですから、簡単に最後やってください。

○議員 4番 妹川 征男君

簡単にですね。はい。

今回、例えば三軒屋区の場合に、地区の同意の中に、隣接地主の方がその地区に入っていない方もおられるわけですよ、隣接地主さん。こういうことについても検討はどうされてますか。その件についてはこの文章だけであればもう自治区だけでも同意が取れるというように見受けられますけど、その点についてはどうお考えでしょうかということと、次の、地域住民の協力のもとに円滑に、というところですけど、これは地域住民の理解と賛同がなかなければならないのかなと思っています。というのは、これ協力のもとしていうのは何かこう協力させられてるような気がいたしますけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいまの妹川議員の3点についてのご質問は、今後審議をしていく内容でございまして、文言にはいろいろございます。それ、意に沿わない文面もあるかもわかりませんが、そういったものも委員会に付託されるわけでございますので、その中でしっかり審議をしていただきまして結論を出していかれるものと、このように思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ぜひ、民生文教委員会の中でそういうことについてもご審議していただきたいわけですが、計画の中で施設整備上の留意点という、県と芦屋町の留意点項目があります。ぜひそれを参考にしながら、十分に慎重に検討して、文言を考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

最後でございますが、昨日の町長の行政報告の中で、26年度高齢者福祉施設等の整備についても、福岡県へ協議書を提出することができるよう、5月22日付で要望書を提出しているところです。また、私、自ら足を運び、改めて福岡県へ陳情することを予定しておりますと、先日ご報告がっております。

議会といたしましても、9月定例議会では遅いかなと思っておりますので、今議会に提出をさせていただいております。議員の皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにないようですから、発議第6号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終わります。

お諮りします。日程第1、発議第6号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、それを決定いたします。

日程第2. 一般質問

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず、4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。おはようございます。

一般質問に入る前に、町長に一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたび、町長は一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の会長に就任されたということで、我々としても喜んでおりますし、お祝い申し上げます。おめでとうございます。

さて、先ほどの決議案の件も出ましたが、まず1点について、この通告書にしたがって説明をしていきます。

担当の方、復唱はしなくても結構です。

22年度の50床及び25年度の80床が不採択になったが、きょうまでその真相が明らかにされておらず、説明責任も果たされていません。隣接地主から3月議会に請願書が出されたけれども、その内容は町の取り組み方に対する不信から出たものです。しかし、議会は否決してしまいました。地主さんや入所を待ち望む人、そして町民の声を代弁して、次の点について尋ねます。

町長は、さきの3月議会で、私の質問の最後に、真摯にお答えしようとして一生懸命努力してると言われました。今回は、私の質問に対して回答をはぐらかすことなく真面目に、真摯に答えていただきたいと思います。

1番ですが、芦屋町が推薦したA事業者が今回不採択になりましたが、その理由と原因は何でしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県からは、芦屋町から提出された協議書について、平成25年度の整備対象としない旨が届いております。福岡県では理由は公表しないとされていますので、理由は承知しておりません。ただし福岡県からは、採択に関しては総合的に判断するとの説明があっておりました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

先ほど、川上議員から出ましたように、やはりこの問題についての反省と検証、そういう意味では町は県に対してどういうことかということ、なかなか回答はいただけなかったんでしょうけれど、やはり執行部は胸に手を当てて、何で不採択になったのかということを検証していただきたいと思っております。

それで、不採択の理由を私のほうから言います。これはあくまでも私の判断ではございますけれど。

これは本年2月の10日、ヒアリングがありましたね。県と地主とのヒアリングがありました。地主さんたちは反対の説明を得々と説明されました。

その反対理由はまず1、同意書は提出していないと、4人の地主さんですよ。そして、三軒屋地区に建設を予定していたA事業者が町に提出した同意書は隣接地権者の成り済まし同意書ではないかということをおっしゃってました。

2点目。建設予定地の東側周辺は、農振地域であると。こんなところに4階建ての建物を建ててもらったら困ると。農業にも影響する。

それから3番目。ハザードマップによれば、この一帯は土地が低いため、今問題になってます地震、津波、遠賀川の氾濫による浸水が2メートル以上もあると。非常に低い所であると。こういう所に高齢者の方、そういう方々を入所するような建物があっただろうかと。

4番目。鉱害復旧跡地であり、地盤が軟弱であること。必ずやコンクリートの4階建ての建物がいずれは亀裂が入るであろうと。ということ。

それから5番目に、同意書の字図、隣接地権者の1人の同意書の字図が芦屋になっている。ここは山鹿だと。そういう間違っているものを町に提出されていること。我々真の隣接地主をないがしろにしており、地主を侮辱するA事業者とましてやっただと。そして町はなぜ11月9日にそういう協議書が提出されてるわけですから、我々地主に確認に来なかったのか。町が一番悪いということをおっしゃられました。

そして、町、県は現地調査をされたんですね。そして町のずさんな選考が行われていたことが判明し、県は総合的に判断して不採択にせざるを得なかったと思われまます。それらしきことを言われましたから。

なぜなら、成り済まし地主が成り済まし同意書を提出して、それを元に福岡県が採択しておれば、全国の自治体から福岡県と芦屋町は脱法行為を行い、特養の精神に反した事業者を採択し、全国的に笑いもの、恥さらしになるというふうには県は判断したものと思います。

また、地主が工事差し止め訴訟を起こせば、福岡県、芦屋町に対してこの問題が吹き、全国的な事案が繰り広げられていったであろうというふうなことを付け加えておきます。

どうでしょう。再度質問します。町が不採択になった理由と原因の検証を行うた

めに、その後どのように町は考えていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま妹川議員の個人的見解については、私どもはどうかのこの述べる立場にはないと思います。

それと、今後になるんですけれども、この特別養護老人ホームの整備に関しましては、基本は福岡県の整備方針、これに基づいて私どもも要項をつくってまいりますので、もし26年度協議が受け付けられるようになれば、この整備方針に基づいて事務を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、A事業者と町の行為は、隣接地主さんたちの生活圏を脅かし、人としての尊厳と誇りを傷つけるものであったと。両者の不誠実さに対する地主さんの心労はいかばかりであったかと、今更ながら遺憾と、いうふうに私はこの場で前回話をしましたが、どうでしょう。地主さんへこれまでの経過を話し、謝罪をされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地主さんの所には参ってはおりません。謝罪というよりもさきの議会におきましても副町長のほうから申されましたけども、全町的にお知らせしていく、その方法として今回も町のホームページ、それから広報あしやで県が総合的に判断するということが不採択となったということを知っておりますので、この点を記載させていただいた上で、説明を行っているというのがこれまでの説明になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

芦屋広報に、公募の結果2事業者の協議書を受取りとか、選定委員会で慎重に委員会の委員の満場一致でと、通り一遍の回答ですよね。本当に、そういう被害に遭いそうになった人たちのその精神的苦痛に対して、こりゃ本当に失礼な文章ですよ。情けなく思います。

それで、次いきます。ある地主さんの同意書に、字図が芦屋と書いて、山鹿でありながら芦屋と書いてあったということについて、県の高齢者参事にも訴えられてきましたけど、それについて質問をしたときに、事務上のミスと判断したと答弁して、あなたはね。こんな、ミスで済まされるんですか。いいころ加減な審査ではなかったのかと思うわけなんですけども、これ、事務上のミスと判断したからどうしたんですか。地主の所にもう1回書き換えて行きなさいと指導したんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員から質問がございました件につきましては、同意書が出されて、そ

して住所が大字山鹿と記すべきところが、大字芦屋となってたつていうことで、なぜそういうふうにパソコンが打たれていたかっていうことを——前回もお話したと思うんですけども——ご本人さんが自筆じゃなくて打ってきてくれっという要望の中で、同意書を作成された。そのことが本当であるかどうかということを確認した。同意書ってというのは基本的には事業者のほうから持ってきますので、事業者が嘘ついたら全然だめなわけですよ。それで、事業者のほうに、これはどういう経緯なのかということを確認したところ、同意される方がそういうふうなご要望出されたんで打ちました、ところが、山鹿とすべきところを芦屋と打ってしまったということを確認して、これは事務上のミスでございましたということで、前回の議会で説明したとおりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それじゃあ、いいころ加減なこといいんですかと言ってるわけですよ。だから、本当ならば振り返ってこれはね、そういうように事務上のミスであったならば、もう一度地主さん所に行って印鑑を押してもらうように指導しましたか、それだけです。指導したかしてないかですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そこは、指導はしておりません。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

当初から妹川議員の一般質問をお聞きしてますと、前回の一般質問と似た、全く同じような一般質問されておるように見受けられるわけでございます。

私は24年度のと、25年度と、もう5回も6回もお話してると思うんですが、要はこの特養のいわゆる基本は何かという、このことについて何度もお話させていただいておると思うんですが。

この特別養護老人ホームは、介護事業であります。これは事業であるということ、県の立ち位置、町の立ち位置というものがあるわけございまして、これは県が要綱を出します。そして、事業者が自ら、県に出向いて行って、どういう書類がいつ、どうなのか、どうすればいいのか、というふうな、これは事業者自らがしなくちゃいけないところであるということは何度もお話してるはずでございます。あたかも町が、何か責任があるというようなことを始終言われますが、今おっしゃられたことも、我々としてもじくじたるものがあるわけで、どこまで入っていいのか。県が最終的に結論を出す。町はあくまでも県から事務を委託されておると。そして、初めてのことなので担当としても、私はこの前もお話したように、必ず所管、県に1つ1つ、どんなことでも、細かいことでもいいから、県と相談してやんなさいと。町がどこまで介入できるのかということ、事業者が自ら、事業者のやってることを町がまたやりますと、これは1事業者に加担するような形になるわけございまして、町が自ら地元の自治区の同意を取る、隣接地の同意を取るということはこれは基本でありますので、そのことをもう何度も話してはますが、このこ

とを基本にしてお話していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

言葉を返すようですけど、私は3月議会で、私の質問に対してはぐらかすような答弁をし、そして問題の本質をわざと意図的に変えていくような答弁が随所に行われました。そういう意味で、私はこの問題については当然執行部は、課長は、その点については通告書があろうがなかろうが、その点についてはちゃんと答えられる内容だと思うから質問しております。

次にいきます。

私は、3月議会が終わりまして、県のほうに高齢福祉課参事に電話をいたしまして、この会議録、一般質問において私が、成り済ましの地主さんが成り済ましの同意書を提出したことについて、県に問い合わせしたり相談したことがあるかという質問に対して、あなたは先ほど答弁したように、県と連絡、調整しながら確認を行って受領していますと、こういうような答弁でしたから、参事に電話をしまして、そうしましたら、会議録ができてからご返事いたしますということで返事をいただきました。それに対して、参事は私と話をされまして、2、3日前に県のほうから連絡があったと思うんですけど、どのような話をされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

昨日、県のほうから電話がございまして、もろもろですね、妹川議員からお電話いただいたこともございますし、今の議事録に関わらず議事録の件、それから今後どうですかとか、そういうお話もちよっと含めてもろもろあったってということで、個別にお話することはここでは避けさせていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、この場でこういう説明していいのかわかりませんが、これは県の信用に関わることで、どうぞ、議会で話をして結構です、というふうに言われておりますので。

問い合わせしましたが、会議録を見て返答するということでしたから、まあ私の話が具体的にわからないからということでしょうね。それで私は、そのときに成り済まし同意書を県は認めたんですか、町と県はぐるなんですかと、こういうことも聞きましたよ。でないとこの文書を会議録を見たり、広報だよりを見ればそういうふうに見られますよというふうに言ったんですね。

それで、5月31日に回答がありました。誤解を招く答弁であります。妹川議員の質問の回答になっていませんね。課長の回答はすり替えており、はぐらかした答弁になってますね。分筆について町から問い合わせもなく、相談も一度もない。誤解を招く答弁であり、県としては迷惑である。そこで県は、会議録に書かれている答弁について、どのような趣旨でこのような回答をしたのか、町に聞いてみます。そして、誤解を招くような発言はしないことを申し述べます、こう言われました。そして、また今後、虚偽の説明や誤解を招くような発言は、すぐに連絡してください

い。この会議録からすれば、県は妹川議員が言うように、ぐると思われても仕方ありませんね。そして、町がこの場で、議会で、県に対して謝罪するかどうかは町の姿勢であると。また、妹川議員のニュースで、県の、町の回答によって、答弁によって誤解を招く答弁になっていると思われるから、県は迷惑であるということは、どうぞニュースで書いてください、ここまで言われました。それと、言っているんですか、言っているんですと。

さて、町は、県と町民に対してどう釈明しますか。この広報だよりはあなたが県と十分に調整、連絡し合いながら確認しておりますという発言してるわけですよ。県も認めたことになっただけですよ。この議員の皆さんもそう思っておられるかもしれませんよ。議会が、県が認めているんだから、問題なくなってるんだから、町が言っていることは正しいというふうに思ってる議員さんもおられますでしょうし、また議員さんの中には、町民の中には、これは県と町はぐるやなど、一緒だなというふうに思ってる人もいるかも知れません。

そういう意味で、あなたはこの場ではっきりと、県と町民に対してどう釈明するのかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員が一番最初に言われました、ぐるであるというのはあくまでも何か犯罪を犯したような言葉に捉えましたが、そういうことでは全くございません。

それから、今、福岡県が芦屋町から一度も問い合わせがなかったということは本当でしょうか。そういうことは県は一言も言っておりません。私どももきちっと、いわゆるこの協議書、公募それから受理に至って全て県のほうに確認しております。それと隣接地権者につきましても、前回の議会のときの答弁書を見ていただいたらわかると思うんですけども、早い段階から隣接地権者とはどこですかというのを確認して、その後も何度も何度も確認しております。そういう中で、隣接地権者とはいわゆる公図が申請された時点における事業予定地に隣接してる土地ですよ。これが隣接地の定義ですよということで、事務を進めております。

したがって、妹川議員が今いろいろ言われたようなことは全くきのうの電話でも聞いておりませんし、その後について県と妹川議員とのお話の中ではどういうことがあった、まあ個人的な活動報告については私どもは承知いたしませんけども、妹川議員が言われたようなことは、県はそういうことは妹川議員には話したことも、県としても一度も受け付けたことないとか、そういうことは言われることに対して、私どもは全く身に覚えがありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議事録読んでみましょうか。分筆行為をした字図を見られて、あなたは疑問に思われたと思うんですけど、それについては県のほうに、こういう分筆された字図があるんだけど、この分筆行為については問題ないでしょうかということをお県に問い合わせをしましたか、こう言ってるんですよ。だからその24年度、20年度関係ない、分筆行為をした字図が出ており、その分筆された字図のそういう同意

書が出てるけれども、問題はありませんかということをお聞きしましたかということについては、そんなことについてはそんな話は一切聞いておりません。

再度言いますけど、あなたは、そういう分筆行為をされて、その分筆されたその同一名義人の同意書が出てたことについて疑問に思われたと思うんですけど、これは道路交通の安全対策とかいうことを聞かれたかもわかりませんが、県に、この分筆、それからそういう同意書については問題はないでしょうかということをお聞きしましたか。それだけでいいです。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

同意書があるかないかということですか。ちょっとお待ちください。先ほど私が申しましたように、事業用地の横が隣接地になりますので、その同意書について事業用地として出しておれば問題ないかということを確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

だからそこをね、あなたがね、問題をはぐらかす回答なんですよ。

私が言ってるのは、真の地主が同意書じゃなくて、そういう分筆されたものの地主さんが、そしてそれ、同一名義人の地主さんが出した同意書、我々は成り済まし同意書と言ってるんですけど、そういうことについてあなたは、こういうことでよろしいんでしょうかということをお聞きしましたかと聞いてるんです。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

隣接地の所有者が、同一本人であろうかっていうことは所有者の問題ですよ。それで、隣接地とはどこか。それに基づいて同意書取りなさいというお話ですので、たまたまとして同じものが、いわゆる同じ所有者が同意書取る場合もあります。したがって、先ほどから申しておりますように、その土地の所有者が誰かというところで同意書。それが事業の申請時点の公図における隣の、事業予定地の隣、そこから取りなさいと言うのが県の判断ですので、それに基づいて私どもは同意書を確認したということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

もうそれ以上は追及いたしません。

それで、分筆した字図と成り済ましの同意書を提出させ、それを町が受理し、福岡県に提出するとの、悪い意味、悪い言葉で言えば入れ知恵、これは住民の方とか地主の方が言われるんですけど、こんなことは普通思いつかないのに誰が入れ知恵したんか聞いてくれ、ということですから聞いております。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

質問のちょっと意味がわかんないんですけど、私どもは何も身に覚えがございません。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今までの妹川議員のご質問、いろいろ伺っておりますと、妹川議員、冒頭におっしゃられましたように、妹川議員ご本人のこれは見解であろうというようなふうに、特定の事業者に関するということについてこうではないかとか、こうだったのではないかとどのような質問にも思えるわけでございます。

ちょっと整理したいと思いますが、特別養護老人ホームの設置申請は、町長も申しましたように、事業者が責任を持って書類を提出する、このようなものです。

昨年度の事業者の申請内容などについては、町でその提出書類を審査し、具体的な事業を進めていく事業計画など、事業内容について第三者機関で審査した上で、福岡県へ協議書を提出していきまして、その手続きにおいて問題はなかったものと承知しております。

その後ということですが、福岡県が示した25年度高齢者福祉施設等整備計画の芦屋町における特別養護老人ホームの設置の採択、不採択を決定する、この権限は福岡県であります。その結果、不採択となったものですが、福岡県は総合的に判断したというものでございます。これ以外のものは私どものほうに何もきておりません。したがって、本年4月1日の広報でも、同様の理由をお示しをしているところでありまして、説明責任は果たしておるといふふうに考えております。

また、この不採択の情報自体は、当該事業者にとっては不利益になることが明らかであります。議員の提出された質問用紙には、A、B事業者など、特定の名称は表現はされておりませんが、これまでのいろんな経緯から、または妹川議員自ら政治活動機関誌の中で、既に当該特定者の名称が明らかにされております。そういうことからそれを類推することもできます。個人情報保護条例第6条第1項第2号の、公開しない情報では、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することによって当該法人など、または当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものということで、特定の事業者が不利益をこうむる場合は公開しないことができるとされております。このようなことから、不採択に係る特定の事業者に関する情報については慎重に取り扱う必要があると考えます。

なお、既に25年度の福岡県高齢者福祉施設整備計画の選定は終了しております。芦屋町では、いまだ100人程度の多くの方々が特別養護老人ホームの入所を希望しておられます。町としては、できるだけ早期にこれらの方たちの願いがかなうよう、第6次福岡県高齢者保健福祉計画の最終年度でございます。本年度で再度、芦屋町に対して25年度の整備計画同様の80床の枠確保と、整備計画への計上について福岡県へ要望しているところでありまして、町長自身が直接福岡県に強く要望することとしております。そのうえで、芦屋町内に特別養護老人ホームの設置が実現し、待機しておられる方々が安心して暮らすことができるよう進めていきたいと考えています。今、このことが大切なことだと承知しているところでございます。

ついでには、町は26年度の高齢者福祉施設等整備計画における福岡県への協議書提出に向けてその枠の確保を強く要請するとともに、特別養護老人ホーム80床の実現に向けて、本当に真摯に取り組みたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ぜひそういうような形で進めてもらいたいと思います。

県は、こういう審査権というのは、決定権は県でしょうけど、審査権は芦屋町にあるはず。それで、そういう審査の段階で、公平で中立で、公明な審査をしてほしかったと思うんですね。それで、この広報にもありますように、選定委員会の2回の審議を経て満場一致でと、こういうことでありましたから、1つ聞きますが、このように町は選定委員会に対して、隣接地主の同意は分筆した人の同意書であり、同一名義人であるというように説明をされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

選定委員会の役割につきましては、公募要項にございます。6項目ですね。これが審査項目がございますので、個々の審査項目の審査をお願いしてるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そのような回答、どうして、質問に対してなぜ答えてくれないんですか。このように、町は選定委員会に対して同一名義人であるということ、隣接地主を当事者であるということを説明しましたかの、してるかしてないかだけでいいですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

このチラシが出ましたので、これにつきましては説明して、こういうチラシが出ておりますということは説明しております。そのときにチラシをいただいたときには地権者が同じであったとか、そういうことは確認できておりませんので、所有者が同じであるという説明はしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

選考委員の方が、不満を漏らしておられます。もともとこういう同意書とか、こういうのは完全にクリアされた中でテーブルに資料を出されて、そして話し合っただけで審査していくべきなのに、こういう分筆した行為とかそういう隣接され、本当の意味の隣接地主ではない同意書が出てるなんて、想像もしませんよね。こういうようなことをおっしゃっておいりましたから、一言付け加えておきます。

それから、次にいきますけども、25年度の、22年度の50床について、もう時間がないから、これについては1つだけ質問いたしますけど。

24年度と25年度については広報あしやにも出ました。不採択になったということですね。応募者がいなかったとか、地区の同意書が出なかったとか、それから

25年度については議員に対してもこういうふうなAという事業者を選定して意見書を添えて出しましたと、そして残念ながら不採択になりましたということをきめ細かに出されておりましたが、22年度については、申請時から不採択になった経緯を議会や町民に明らかにしておりませんね。これ、なぜですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、妹川議員ご存じかもしれませんが、22年度と昨年度につきましては、公募のやり方が、どちらかという公募主体というか、やり方が違っております。

昨年度につきましては、県の整備方針に基づいて芦屋町が公募を行って、県の整備方針では1事業種別ごと1事業者の協議を受け付けると、事業計画を受け付けるということですので、そこでの選定を行いますので、これについてはいつから公募して、そしていつから、やります。それと整備地域が24年度、25年度っていうのは芦屋町の地域でございます。芦屋町の地域で80床を枠として与えると。したがって、その結果については芦屋町として当然広報として載せる必要があると思います。不採択だったかどうかということなんです。

ところが、22年度につきましては、これは以前の第5次計画の中における特養の公募ということで、新設50床ということでこれは、遠賀郡4町、それから中間市を整備地域とした公募でございます。したがって、この公募の中では芦屋町から……。

○議員 4番 妹川 征男君

簡略にお願いできませんか。なぜしなかったか、それだけでいいです。

○福祉課長 吉永 博幸君

いや、あの。

○議員 4番 妹川 征男君

してないんですよ。

○福祉課長 吉永 博幸君

22年の6月の14日に民生文教委員会で公募の状況を説明しております。それから、ちょっと今の説明の先に言おうとしてたんですけど、遠賀中間地域で公募しております。これは、県が結果説明をすべきところ、すべきものなんですけども、これにおいては福岡県のホームページにおいて公表されておりますので、一般的には町内における応募の状況、それから県における結果、それがされているというふうに解釈しております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、特別養護老人ホームの件についてはこれで終わります。

2点目の、ボートピア勝山の無償譲渡についてです。

3番のスーパーマミーズの件とか、4番目の城山の件についてはそこまで行き届かないかもしれませんが、先だってそういうふうになる可能性がありますのでということで、担当者の方には言うておりますので、その際はご了承ください。申し訳ありません。

ボートピアですね。平成24年9月議会において、ボートピア勝山の施設の所有者であるビー・ケーとの無償譲渡契約書を町は非公開にして補正予算を提案し、議

会は賛成多数で可決しました。

そして、平成24年11月15日、芦屋町は勝山の地主から土地明渡請求として福岡地裁小倉支部から訴えられ、現在裁判が行われているということですが、なぜこれ、明らかにしないのかと。なぜ非公開にしなければならなかったのかということと合わせて、小倉地裁の裁判長からその無償譲渡契約書を提出せよというふうなことを命令が出て、町は開示してるんですね。にもかかわらず、私は開示請求を先日いたしました、議長を通して。それでも開示ができないというような回答でした。なのに、9月5日、昨年9月5日と6日は、非公開という形で議運が開催されて、その議運も非公開とされて、議運の議員さんは8人いらっしゃるんですけど、そういう無償譲渡契約書も交わして、開示されてあるんですね。

それで、私が思うには議運の議員と議運以外の議員を差別しているのではないかということをや昨年の委員会で言いました。国の情報公開法によれば、芦屋町も全国に先駆けて条例を制定してますよね。芦屋町の条例には、住民の公用文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、町行政に対する住民の理解と信頼を深め、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の進展に資することを目的とすると、に反するものであるということ、これを公開されないということに対して非常に問題意識があります。

ましては、昨年の9月議会では補正予算を可決したんですけど、無償譲渡契約書を見せずして提案し、そして我々議員はその無償譲渡契約書を見ずして補正予算に賛同していったわけですね。非常に責任は重たいと思うんです。

実は、私は今その契約書を持っています。当然これは公開されておりますので。それで、もう時間がありませんから、私はその契約書を見て唖然としたんですよ。この契約書を見ると、いかに芦屋町がこんな問題のある、その契約を交わしたかなど。第13条によると、漏えい、秘密漏えいという形で、そういう形で、第三者に明らかにしてはならないということなんですね。

それで、契約書を見てみますと、第2条には現況確認と。周辺自治区の同意について、菩提区と施設の譲渡について、本日現在、本日現在ですから6月18日ですね、同意していないこと。飛松区と締結すること。並びに締結、次に合意書を公正証書化する必要があると。

ここで質問したいんですけど、中原地区の同意書は取れたのかどうか、ちょっとご質問したいと思います。中原地区との同意書は取れたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

中原地区の同意の件ということですがけれども、現在中原地区とは要望書が提出されました後に協議を進めております。これまでに3回ほど協議をしておるわけですがけれども、現時点ではまだ同意をいただいているという状況にはありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それから第3条にいきますと、これは契約書ですけど、細かい字で書かれてありますけれども。それには、もろもろあるわけですね。第3条事前了承。引き渡しに際し、次の各場についてあらかじめ了承し、とあります。芦屋町はこれらのことにつ

いてビー・ケーへ一切の異議を申し出ないこと。つまり、譲渡後もビー・ケーが継続して同意作業するとは一切書かれていないのです。

第2条に定める事項には、借地契約に基づく地権者及びケー・ディー・エスの立ち退き要請、第三者の妨害、その他の事由により、ボートピア事業の継続が困難になる可能性があること。もろもろあります。リース、割賦販売契約、販売契約の継承、あるわけですね。

そして、第13条、先ほど言いました秘密保持、甲及び乙は、本契約の記載事項を第3者らに開示もしくは漏えいしないものとする、ただし、事前に相手方による承諾を得た場合はこの限りではない。この契約書は民と官ですよ。民の契約ならば第13条というのはあり得るんですけど、民と官の中の契約書でこんなもの、私見たこともないですし、まあほかの方もそうおっしゃるんですけど、何でこんな契約書交わしたんですか。もう簡単をお願いします。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

譲渡契約書のほうを非公開とした理由ですけれども、この譲渡契約書についてはその時点でのお互いの状況を確認した上で株式会社ビー・ケーが地元の自治区の皆さん、地域住民の方々と約束した事項を芦屋町が引き継ぐという内容になっております。このため契約書には本文以外に開設当初に株式会社ビー・ケーと1個人が交わした金銭に関する約定書や覚え書きなど、多くの書類が添付されております。

これらの書類については民間企業と民間人が交わした約束書の書類でありますので、公開されることを前提としたものではございません。公開されることでこれらの方々に不利益が及ぶことなどを懸念して非公開の条項を契約書に盛り込んだものです。ご説明ありましたように、この条項で事前にビー・ケーの承諾を得た場合は公開できるというふうにしておるんですけれども、現時点ではビー・ケーは承諾できないということですので、現時点では非公開になっているという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それで、この文書を読んで、この地方自治法第96条の議決議案に相当すると、私は判断します。これ、地方自治法には、96条には、もうご存じ、当然議員の方も次に上げる事件を議決しなければならない、15項目ありますけど、条例を設けたり改廃したり予算、決算を設定したりするとき、第9項目には、負担付きの寄附または贈与を受けるときは、これは議決議案であると、こう書いてありますね。そして芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例によれば、議会の議決を要する負担付きの寄附の条例、1、2、3、4あります。負担付きの寄附または贈与の需要で、その負担となるべきものの見積価格が15万円を超えるものとか、不服申し立てがあつたり和解があつたり斡旋があつたり、そういう当該事件の目的物の価格が15万円を超えるものとか、町がその当事者である訴えの提起で当該訴訟物の価格が15万円を超えるものとかね。

この問題については今裁判が行われてますけど、これが完全に決裂するものか、和解になるのかわかりません。和解になれば5万、10万円じゃあやっぱり解決し

ませんよね。お金が、負担がかかってくる。そしてもろもろの、今先ほど言いました、現状報告、それからその事前の、事前了承とかですね、こういうことから考えたら、相当な負担があるじゃありませんか。これ、なぜ96条には反しないと。委員会で、田島議員ですけど、契約をするときには弁護士と相談をしましたか、もう全部しましたという回答もありました。今もってどうでしょう。96条議決議案に該当しないと断言できますか。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

ビー・ケーのほうから芦屋町に対して無償譲渡じゃなくて譲渡の依頼がありまして、その後は譲渡に向けて協議をしていったわけで、その中で最終的に無償譲渡ということになりまして、今回この契約を結ぶに当たりまして、今議員が言われるように、契約に基づく案件で負担付き寄附だとか贈与だとかいったものについては当然議会の議決の内容ということは承知しております。

この件につきまして、これが負担付き寄附譲渡になるかということについて、判例、実務提要等調べた結果、これはそれに値しないということで判断しております。以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それが芦屋町の顧問弁護士さんもそういうふうにおっしゃるんですね。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

弁護士の見解と言いますよりも、財務の実務提要の中に負担付き寄附の考え方というのが出ております。負担付き寄附については、その契約において一定の条件が付されて、その条件が履行できない場合は寄附が解除される場合の契約ということを指しておりますので、一般的に土地を寄附するけれどもその土地に道路を付けることを条件にするとか、公民館を建てることを条件にするとか、それができない場合は返還してもらいますよというようなケースが負担付き寄附であるというふうになっておりますので、今回のケースはそれに該当しないということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

昨年9月議会でも、藤崎課長が返還の条件等の負担事項が付いていないからとか、それが委員会ではこれは議決議案ではないと、こういうようなことをおっしゃってましたけれど、そういうことを言われれば私たちもこういう契約書を持っておりませんので、ああそうかと思わざるを得ないんですけど、現にこれを見まして、これは間違いなく、これは議決議案であったと、じゃあもしこれ賠償金がもし決裂して田んぼに返したときには、何千万なり、8,000万、1億円かかるかもわかりませんが、そういうときにはどうなるんでしょうというふうに思ったりもします。

そして現に、今、裁判が行われているんですから、それに対して今裁判費用とし

て顧問弁護士料を払ってますから、もう15万円をはるかに超えると思うんですね。そういうことについてもその負担付きになる。もろもろのものがあると思います。

でも私は、そういうふうに地方自治法96条、それからモーターボートの設置条例に対して、これは違反をしてるのではないかと。もしそうであればこの無償譲渡契約書は無効になると、こういうことも考えられるというふうに考えます。

それで、議長にお願いですけど、これは私が、ほかの議員さんは議会運営の方はまあちらっと見られたぐらいですから、これは公開されてますし、もう秘密にするようなものではありませんから、全議員の皆様にご配付していただくように議長のほうから申し入れをしていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

当日の議会運営委員会は、秘密会のはずです。

○議員 4番 妹川 征男君

2回あったでしょ。これは秘密会です。

○議長 横尾 武志君

秘密会ですね。私、さっきから不思議に思うのに、その秘密会の秘密を漏らすということは、これは大変な懲罰問題になります。その契約書、どこから手に入れたん。

○議員 4番 妹川 征男君

これはもう裁判で公開されてるんですよ。だから、それについては出所を。

○議長 横尾 武志君

裁判所から。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、裁判所が町に対してこの契約書を提示しなさいということをおっしゃいますから、これは原告の方や。

○議長 横尾 武志君

それじゃあね、ちょっと後日そういうことで局長と話しますが、秘密会の話は一切外部には漏らさないというのが議会ルールでありますので、ちょっと待ってほしい。

○議員 4番 妹川 征男君

いや、秘密会議はあったことは言っていないでしょ。中身のこと。

○議長 横尾 武志君

秘密会はいいですよ。秘密会であったと。だから、その秘密会の話とその秘密会の文書を出していいかということは、裁判所が出して妹川議員がもろうとるんやから、議会のもんが後で検討しましょう。

○議員 4番 妹川 征男君

次にいきます、時間がありませんので。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどの特養の問題もそうなんですけど、この勝山の問題もそうなんですけど、妹川議員がこう、もうずっと言ってるんですけど、町益というのをどういうふうに考えられておられるのかというのを疑問に思うわけでございまして、ずっといきさつとか言われて質問されていたんですけど、これはビー・ケーはもう撤退すると、結局芦屋町がもし譲渡をしなければ、あそこを解体してもボートピアはやめるとい

ここで、結局じゃあ懸案は何件かあるけど、それはビー・ケーと芦屋町でやりながら解決しようということなのでビー・ケーから無償譲渡を受けたということで、芦屋町に対しては、約1億、年間にして1億ですよ、結局ビー・ケーはそれを放棄したんやから、土地も含めて、土地は恐らく計算したら2億数千万ぐらいだったわけですよ。そういうふうには町の利益を考えて結局競艇事業局執行部等々、ビー・ケー、弁護士も交えていろいろ協議した結果がこういう形で、一部の方がそういうふうには動かしておるといふことですので、その辺は、やはり妹川議員もよく認識していただかないと、いつもこの話が出ますんで、その点よろしくお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

モーターボート競走事業の設置に関する条例の中に、そういう芦屋町のモーターボート競走事業の設置に関する条例の中に、そういう芦屋町のモーターボート競走における中身は本町の社会福祉の増進や以上の普及、教育、文化の発展、体育の振興、さまざまな形で町益になるようにやらなければならないですけども、そういう中であって、なぜ、勝山の地主たちから訴えられなければならないのか、何か手落ちがあったんやないかということをはっきりと申すだけなんです。そのことをちゃんと改善しないと、この問題については永遠と長引いていきますよ。誠意をもって回答、誠意をもって進めていただきたいというのが狙いでございます。

次にいきます。スーパーマミーズ閉店と、スーパー麻生誘致についてということなんですけども、買い物難民対策等、中心市街地活性化を名目にしてスーパー麻生を誘致しましたが、スーパーマミーズが6月に閉店、6月の20日ですかね、閉店すると言われております。本当にスーパー麻生誘致は買い物難民に対する解決と、中心市街地活性化につながったのか、町長にお聞きします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ようやく正常な形に戻りましたが。

スーパーマミーズの閉店の噂というのは私も聞いておるわけですが、これは今私が別に聞いておるのは、今大家さん、家主さんが別のテナントを今、いろんな方面、不動産屋等に頼んで探しておるということをお聞きしております。まあまあそれはいいでしょう。

それから、妹川議員も時間気にしておられますが、これ、いろいろまた経過から話しますか、いいですか。これはもう船頭町の商業集積問題というのは、私、妹川議員、個人で町長室でお話させていただきましたよね、歴史。この船頭町や中心地が芦屋町にとってどういう歴史的経過を辿っておるかという形の中で、もう言いませんが、もう何度も話してますんで、このことも。

で、これは町のもう20年、30年前からの施策であったわけで、それが1回、2回、3回とやるうちに地元を各店舗決まり出したら地元の商店街の反対にあったということで、それで、そうそうするうちにあそこのスーパーカジャが撤退したと。それに輪をかけて空き店舗ができ、商工会会長、副会長、部会長、部会長というのは正門通り商店街そのころ反対された方なんですけど、打ちそろって十数名。町で何とかしてくださいということから始まっておりますので。まあ妹川議員、いろいろおわかりになって質問されておると思いますんでもうこれ以上申しません。もう時

間もあんまりないようでございますので、最後もう1問残っておるようでございますので、これぐらいにさせていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう、確かに中心市街地の活性化もいいわけですけど、税金を1億8,000万とか1億9,000万円投資して、執行部が芦屋町、それから税金丸抱えのスーパー麻生であれば、当然マミーズさんは太刀打ちできませんね。いずれは遅かれ早かれ、早かれ遅かれ、これについては撤退されるのではないかというふうに危惧しておりましたけど。もうわずか1年余りで撤去されてしまったと、非常に残念です。そういう中であって、この芦屋町商工振興計画においては、そういうように船頭町を活用し、そして空き店舗や対策とかそういうことをやっていきたいということなんです。この点についてはやられているかどうか、まあやられてないのではないかということをお聞きします。

それで私は、私のニュース第1号ですけども、実態調査をするときに町民の皆さまから、買い物難民対策としては玄関先までの宅配サービス、それから各地区公民館などでは定期的な移動の市場を開設、空き店舗の対策、商工会、商店主、町観光協会、町民による連携協議の設置をとということを私はここで訴えましたけれど、そういうものについてやられてきたのかなと非常に疑問に思っております。

それで、次ですが、城山の現状と整備について。ちょっと読み上げます。

芦屋町観光基本構想が本年4月に出されましたが、数ある歴史、自然遺産の整備と継承及び観光資源としての位置付けが乏しく感じます。

そして、城山とかさまざまな歴史遺産がこうあるわけですけど、そういうところを今度は基本計画がワークショップなりさまざまな形で進められていくと思いますから、そういう歴史遺産的なものも観光スポットとして取り上げていただけたらなと思っております。

十分ではありませんでしたけど、これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。再開は11時30分からいたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。発言通告にしたがいまして一般質問を行います。初めに、消費税増税の及ぼす町財政と住民への影響について伺います。

安倍政権がアベノミクスなどとしている3本の矢、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略は、賃上げによるデフレ不況打開とは正反対

に国民の所得と消費を減らし、国民生活と日本経済に混乱と新たな危機をもたらす大変危険なものです。

安倍首相は、株が上がった、経済が好転したと胸を張りますが、多くの国民の実感とはかけ離れてるのではないのでしょうか。どの世論調査でも、景気の回復を実感していますとの問いに、8割近い方が実感してないと答えております。

一方で、急激な円安で食料品や水光熱費が上がり、庶民の暮らしは圧迫されるばかりです。燃油高騰はイカ釣り漁船に一斉休業を余儀なくさせ、ハウス農家、運送業者にも大打撃を与えています。中小企業は輸入資材が高騰しているにも関わらず、容易に価格には転嫁できず、経営の圧迫が深刻となっています。

それとは対照的に、一握りの富裕層には巨額の富が転がり込んでいます。大儲けしているのは一部の大資産家や投資家だけです。さらに今後安倍政権は、成長戦略として企業が世界一活動しやすい国をつくるとしています。1つは、地域や業種を限定とした限定正社員をつくり、解雇自由の国にすること、もう1つは、ホワイトカラーエグゼンプションとして、残業代ゼロ、サービス残業を合法化し、ただ働き自由の国を合法化していくことを検討しています。さらに来年、再来年と、社会保障の大改革と消費税の連続増税がいよいよ実行に移されようとしています。ただでさえ働く人の所得が減り、中小企業は消費税を販売価格に転嫁できずに、身銭を切っ払っています。そこに13.5兆円もの大増税をかぶせれば、日本経済の底が抜けることは明らかです。

では、消費税増税ではなくどうやって社会保障と財政再建の財源をつくることができるのか。私たち日本共産党は昨年、消費税大増税ストップ、社会保障充実、財政危機打開の提言を発表しました。ここでは、消費税に頼らない事案を具体的に提案しています。2段階で、社会保障と財政再建の財源を生み出します。

日本共産党の財源提案の中身を簡単に紹介しますと、第1段階ではまず、無駄を徹底して削ることです。不要不急の大型公共工事を見直し、建設推進予算の削減、米軍思いやり予算を初め、年間5兆円の軍事費の削減、機密費を廃止、聖域のない無駄の削減を行います。政治家自らが身を削るというなら、民意を削る衆議院の比例定数削減ではなく、日本共産党以外の政党にばらまかれている政党助成金320億円こそまず廃止すべきです。これは、国会議員520人を削減する効果があります。これらで3.5兆円つくります。

また、増税はまず富裕層から、そしてさらなる大企業減税もやめるべきです。財政危機の横でも富裕層や大企業には減税が繰り返されてきました。今年度の富裕層や大企業に1.7兆円の新たな減税をばらまきます。そのために、年所得が1億円を超えると税負担が逆にどんどん軽くなっていく大企業や手厚い優遇税制で実質税制負担として10%などになっています。このような異常な不公平を正し、富裕層や大企業に対し負担能力に応じた税負担を求めます。これで8兆円から11兆円の財源をつくります。これらで生み出した財源で、社会保障再生計画を実行します。減らない年金を実現し、無年金、低年金の解決に踏み出す。医療の窓口負担を軽減し、医療崩壊を立て直す、介護を安心してできる制度にする、待機児童を解消するなど行います。

次に、第2段階では、社会保障を先進水準と抜本的に改善します。そのための財源は国民全体で支える必要が出てきます。その場合でも、所得の低い人ほど重い負担になる最も不公平な消費税ではなく、所得による累進性を高めて負担能力に応じた負担を貫いた税制改革を行います。これで、6兆円の財源をつくっていきます。

さらに、第1段階、第2段階を通じて同時並行で国民の所得をふやし、経済を健全に成長させること、税収をふやします。人間らしく働ける雇用のルールをつくり、最低賃金を上げる、中小企業の支援を強化する、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換を図る、安心の子育て支援を目指すなど、国民の暮らしを支えてこそ消費も景気もふえ回復します。大企業のため込んだ利益、これはこの10年間で90兆円もふえて266兆円になりました。大企業は金余り現象で、金の使い道がなくて困っているといっています。労働総研の提言では、これらの内部留保のわずか6.8%を生きたお金として社会に還元してもらえば、雇用は466万人がふえ、国民の所得は18兆円ふえると試算しています。家計消費支出は13兆円ふえるから日本経済を内需主導の健全な発展の道に乗せることができ、国内総生産は20兆円ふえると試算されています。そうすれば、大企業の利益もふえ、税収もふやすことができます。この経済の民主的改革で、年平均2.4%の経済成長が実現すれば、15年後には20兆円の財源を生み出すことができます。この2.4%の経済成長率というのは、内閣府の成長戦略シナリオよりも控えめな数字であり、実現可能なものです。

このように、第1段階、第2段階と合わせて同時並行の経済成長による税収増で、合計全体で40兆円の財源を新たに生み出すことができます。消費税増税ではない財源確保の道こそ踏み出すべきだということを提案しております。

以上を踏まえまして、以下消費税増税と社会保障の改悪の問題点について、何点か質問いたします。

1番目に、消費税増税は国民の暮らしに大打撃を与えるだけでなく、自治体にも影響を与えます。自治体の歳出にも消費税を上乗せされます。消費税が8%、10%に増税になった場合、一般会計、特別会計、企業会計、それぞれ歳入歳出に及ぼす影響額はどのようになると推測されますか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

では、一般会計からご説明します。

まず、率の内訳について若干説明したいと思います。現行消費税5%の税率のうち、4%は国の消費税です。残り1%が都道府県や市町村に配分されます地方消費税交付金、これの財源となる地方消費税です。また、4%の国の消費税と言いましたがそのうちの1.18%、これが地方交付税分として都道府県や市町村に配分されますので、現行5%消費税あります。一般的に言われていますが、このうち実質国は2.82%、地方分としましては2.18%という配分になります。この5%が平成26年4月から8%になるわけですが、地方消費税は1%が1.7%の配分になります。それから、地方交付税分としては1.18%から1.4%で、実質国が4.9%、地方分が3.1%というふうになります。また27年10月から消費税10%になる予定なんです、この場合地方消費税は2.2%に、地方交付税分は1.5%になり実質的には国が10%のうちの6.28%、地方分が3.72%という率の変更になります。

金額的にどうなるかということをお申し上げますと、これ理論上の推測でしかありませんが、歳入面ではまず地方消費税交付金、現年予算で約1億3,000万程度あるわけなんです、これが8%時には約9,000万円増の2億2,000万円になります。10%時には1億5,000万円増の2億8,000万になります。

次に、地方交付税ですが、8%時には約6,000万円の増、10%時には約1

億円の増となります。ただし、交付税の計算上、地方消費税交付金の75%は収入があったものとみなされ減額されますので、最終的には消費税8%時には約8,000万の増、10%時には約1億4,000万円の増となる見込みです。歳出につきましては、25年度当初予算ベースで消費税にかかる基礎額は約12億円程度ありますので、8%時には3,600万の増、10%時には約6,000万の増というふうになる予定です。差し引き一般会計の影響額としましては、8%時に約4,400万、10%時には約8,000万円の財源がふえることとなります。なお、これらは各種福祉施策の財源として充当されることとなります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

住民課所管の2つの特別会計についてお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計についてですが、歳出からご説明いたします。

この歳出の大部分を占めます医療費については、保険診療は非課税となっております。そのため、消費税増の影響は受けません。なお、需用費等の消費税増の影響を受ける歳出については、25年度の当初予算ベースでは8%になった場合が32万3,000円、10%になった場合は53万8,000円の増が見込まれます。この歳出増の対応なんですけれども、国保会計全体で見ますと、大きな数字ではございません。そのため消費税増だけを捉えて国保税を値上げするとか、一般会計からの繰り入れ金をふやすということではなく、今後の医療費の動向や近隣市町の状況などを参考に国保税のあり方を検討すべきものと考えております。

2つ目の後期高齢者医療特別会計についてですが、こちらも国保会計と同様に、歳出の大部分を占めます医療費は消費税増の影響を受けません。こちらも需用費等の歳出については8%の場合で13万円、10%の場合で21万7,000円の増が見込まれます。この歳出増の対応ですけれども、まずこの後期高齢者医療制度は、福岡県後期高齢者医療広域連合が運用しており、芦屋町単独で保険料を決められるものではないこと、もう1点が国保会計と同様に会計全体で見ますと、大きな数字ではないことから、消費税増だけを捉えて対応を検討するのではないと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

給食センター特別会計について、平成25年度の当初予算で影響額を算出した場合、消費税8%のときは約370万円の増となり、消費税10%のときは約610万円の増となります。

また、歳入について消費税増税による歳出増の対応として、遠賀郡4町の担当者による給食費に関する協議を今月から開始するようにしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

それでは、国民宿舎特別会計についてお答えいたします。

平成25年度国民宿舎特別会計当初予算と同規模と仮定した場合、8%の場合、歳出につきましては206万4,000円の増、10%の場合は334万の増が見込まれます。

歳入につきましては、指定管理者納入金という形の中で8%増の場合は180万の増、10%の場合は300万の増が見込まれます。歳入歳出につきましては消費税増額分につきましては、現時点ではそれぞれ方法で定められております率に変更していきたいというふうに考えております。施設の利用料につきましても基本的には施設の利用される方が負担すべきものというふうに考えておりますが、指定管理者がおりますのでそこ十分協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、下水道会計についてお答えします。

消費税が8%の場合ですが、歳入につきましては主には下水道使用料ですが、収益としましては約950万円の増と推測されます。

歳出につきましては、営業費用及び建設改良費で約1,160万円の増と推測されますので、差し引きで約210万円の不足額が生じると推測されます。10%の場合ですが、歳入につきましては約1,580万円の増と推測されます。

歳出につきましては、1,930万円の増と推測されますので、約350万円の不足額が生じると推測されます。

下水道会計としましては、下水道使用料の見直しについて集中改革プランの実施項目としても計上し、実施計画の中で平成25年度に検討することにしております。この計画どおり現在進めているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

それでは、モーターボート競走事業会計の影響額をお答えします。

その前に、レース開催というものがございますが、グレードレース、要するに記念レースですね、そういったものが開催される年とされない年ということによって大きく事業費が異なります。ということを前置きしたうえで、25年度の当初予算、これにつきましては年末の賞金女王、年明けの地区戦、G1が2本入っております。ということで前年度よりかなり事業費も膨らんでおります。

それで、25年度の当初予算において消費税分がどのくらいかかるかということですが、ご承知のとおり売上金というのは消費税がかかりません。ほとんどは開催経費に伴うものに消費税がかかった、ということで消費税を払うという部分が主でございます。

25年度につきましては、支出にかかる消費税分は約4億円です。これを25年度と同じ経営状況ということでグレードレースが多いということを条件にした中で、8%となるとそれが3億円の増となり、10%になると4億円の増となるということでございます。

入りのほうで消費税というのは入場料というのが消費税が内税になっております。これにつきましては、100円の入場料いただいておりますが、これにつきま

してもモーターボート競走法で定められておりますので、これについての今は何らそういったものの増とかいうことは出ておりませんので、ご報告しときます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院のほう、まずは訪問介護特別会計のほうからご回答いたします。

収入につきましては、全てが診療報酬の収入となっておりますので、消費税の影響はございません。支出につきましては、そのほとんどが人件費で非課税になっております。その他の支出につきましては、平成25年度予算ベースで見た場合、需用費等の支出につきましては消費税8%で約3万8,000円、10%では6万4,000円の負担増が見込まれます。

続きまして、病院事業につきまして回答いたします。

収入につきましては、収入分のほとんどを占める診療報酬が先ほど申しましたように非課税となっております。課税対象となっております主なものにつきましては、平成25年度予算ベースで見た場合、主なものとして健康診断料、診断書料、差額ベッド料などがございますが、消費税8%では約216万円、10%では約360万円の収入増が見込まれております。

支出につきましては、消費税率8%では約2,900万円、10%では4,900万円の支出増が見込まれております。したがって、収入見込みと支出見込みを差し引きますと、消費税率8%では約2,680万円、10%では約4,540万円の負担増が見込まれることとなります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、いろいろ聞きましたが、基本的には一般会計につきましては、黒字ということで、私もちょっとこれはびっくりしたわけなんですけど、一般的に福岡県内の自治体なんかも、消費税増によって赤字が出てくるというふうなことが言われてます。

それで、確かに、財政力指数とかそういった部分について地方消費税が決まるところもあるもので、さらに財政から見てこういったことないかと思いますが、これは1つの条件として経済状況が今の状況の中で消費が落ち込まないということが前提になっておりますので、これが消費が落ち込んだ場合については相当な減収が起こって、こういった黒字が出ないことも考えられます。

また、特別会計、企業会計につきましては、給食とか下水道とか、そういったところに影響が出てくるということですが、一番問題なのはやはりボート事業と病院の問題です。それで、ボート事業については約8%で、3億円の今までより減になるという問題、10%では4億円の減という、そういったことが言われているわけなんですけど、3月議会で今井議員が冒頭の財政問題について質問されていますが、そのときに、競艇事業の答弁としては、平成22年に芦屋町の単独施行になっており、その年の会計から現金支出の伴わない費用である減価償却、内部留保できる環境となっております。現在は内部留保金の一部を起債償還でやっておりますが、24年度決算見込みでは基金や引当金などを含む内部留保が留保できる状況でございますと、こう言ってますし、また24年度以降、33年度まで毎月2億円ずつ繰り

出されるということで10年間で20億円の繰り出し、それから内部留保につきましては基金として毎年予定どおり1億円ずつ積み立てるということで、基金それから現金預金合わせて47億円、合計で10年間47億円の留保ができると思っております。

そして最後に、お客様のニーズを的確に捉えて、売り上げ向上策に取り組みながら安定的な経営を目指しておりますので、10年間定めております財政計画の内容は十分期待できるものだというふうに、こういったことを答弁されました。ただ、これについては消費税の増税という部分についてはあまり反映されてないと感じますし、また最近の円安による燃油高、それからガス、それ電気料金の高騰、こういったものも競艇事業に大きく関わってくると思っておりますが、こういった影響はどのように考えているのか伺います。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

昨年24年度お示ししました財政計画に基づいて3月の議会で答弁をいたしております。その財政計画の中には、消費税の増という部分については反映しておりません。

が、先ほど申しましたように、8%、10%という消費税、これにつきましては単純に開催経費という中から出ていくわけですので、経営上にとっては大変厳しい状況には間違いございません。が、今回25年度のまだ財政シミュレーションできておりませんが、24年度の状況に若干好転してるといことはございます。これはまた9月議会の折にシミュレーションご説明いたしますが、その中でいきまして、このことによって内部留保に若干影響が出ると思っておりますけれど、一般会計の繰り出し等につきましては、計画どおりいくものと推測しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

公営競技はやはりその利益によって自治体の福祉の向上、そういったものに充てるというのが1つの、そのためにやってるわけなんで、この間ずっと厳しい状況があった中で町の努力により、2億円が一般会計に繰り上げられてますが、やはりこの消費税増税によってそれについても大きな影響が出るということを認識するとともに、ボート事業のほうも議会ともこういった問題、今後どういった状況になるかわからないのでね、よく合い議しながらこの問題に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、2番目の病院会計の問題についてですが、病院についてこういったことが一応2,680万円の減収が起こる、10%によれば4,500万円の減収が起こるということですが、芦屋町は自治体病院としても黒字を生み出した病院でもこうですから、赤字の病院については相当厳しい状況が出てくるというふうに思いますが、今後自治体病院としてはこの消費税増税に対してどのような検討をされてるのか、対応、対策についてどうするのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

現在の病院に関わる消費税につきましては、病院が医療機器や薬品、診療材料の購入では課税対象となっております。病院の収入のほぼ9割を占めております診療報酬は非課税となっております。このため、病院は消費税分を患者さんに転嫁できないと、要するに診療報酬のほうは転嫁できませんので、減収となります。したがって、控除対象外消費税、すなわち損税と言いますが、その分が病院に負担が生じることになります。このことは医療機器、薬品など物品購入の消費税額と診療報酬行為に対する非課税扱いの矛盾であり、このことについては税制の抜本的改革を国に求めていくほかはないと考えております。

消費税増税問題につきましては、病院において、病院経営において大きな負担になっていくことは明白であります。この問題に対する対策は町立病院単独で解決できる問題ではないというふうに考えておりますので、既に医師会、自治体病院協議会、また自治体病院開設者協議会を通じて国への税制の抜本的改革など、医療関係者の経営における税負担を軽減する措置を取るよう要望書を提出しておりますので、今後の国の動向、対策を見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

全国自治体病院協議会というところで、この問題自体に中央に意見を上げているということですし、また中央社会保障医療協議会、こういった中でも医療の課税のあり方に税制のあり方について、検討しているということですが、これもまだ検討結果が出てないという状況ですが、そのこういったものの解決方法として例えば診療報酬の改定によって診療報酬を上げるとか、そういったふうになったときには今度は患者負担がふえるわけなんで、そういった点では今度は患者の医療離れ、そういったことも懸念されるんで、そういったとこがないように、また自治体病院とか医療機関が健全な経営ができると、そういったことはこの国に強く働きかけていかないと、これは根本的な解決にならないと思いますので、ぜひそういった各関係機関に働きかけることを強く要望いたします。

それと、そういった点では基本的にはやっぱり赤字にならないという点では、その収入をふやすということも必要になってくるんで、今後担当の委員会とも十分こういった問題については委員会の中で協議することを望みます。

次に、1996年までは……。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど競艇の説明がございました。それで、金額は4億ぐらいふえるということで皆さんご心配になられておるとおもいますんで、そのことについてちょっと追加で説明させていただきますが。

これは競艇だけでなく、やはり競輪、それからオート、公営ギャンブル全ての問題でありまして、これがこの2年間の最大の懸案事項、消費税ですね。これをどうするかということでございまして、それを今からいろいろ協議するわけですが、まずマックス、最低限、今75をファンにお返ししてます。これをもういよいよ話が付かない場合は70まで下げるといふ、これはもう下げないように努力はするんですけど、最低限そこまではやると。

それから25条交付金、いろいろ交付金ありますんで、その各団体との話し合いで交付金を少しずつお互いに痛み分けしようというような話を持っていきますんで、今ちょっと4億、3億、4億、びっくりされたと思うんですが、そのやはり他の団体、それから他の競艇事業の4団体ありますんで、痛み分けするというような方向でやってまいりますんで、その方向で努力いたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そのことはまた一番最後に町長にちゃんとお聞きしますんで。

それでは、次ですね。次に、1996年まで消費税が3%になってましたが、バブルが崩壊して景気が穏やかに上昇気味でした。しかし、97年の橋本内閣のときに5%の増税や医療費負担増など9兆円の負担増で、回復途中にあった景気を大きく後退させ、税収も落ち込ませてしまった経過があります。それにより国と地方の長期債務は4年間で200兆円もふえる結果となりました。現在、大リストラで国民所得が大幅に減って、アベノミクスにより物価上昇が図られ、多くの中小企業が経営難に陥り、地域経済が深刻な状況の中でこの大增税が行われたら、日本経済は文字どおりどん底に突き落とし、財政破たんを一層ひどくするというふうに考えます。

それでは、町内の企業で黒字決算を行っている企業は何社あるのか、割合がどのくらいあるのか、それがわかりましたら答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

町内の企業の黒字の資料という形で言われておりますけれど、資料等はございませんので5年に1度調査が行われてます、事業者企業統計及び経済センサス基礎調査による事業者数と従業員の数についてお答えさせていただきたいと思えます。

平成元年に消費税が3%増にされましたが、その導入前の一番近い昭和61年の調査によりますと、芦屋町の事業者数は785件、従業員数は3,288人になります。平成9年に消費税が5%に引き上げ後の一番近い数字でいきますと、平成13年度になります。の調査によりますと、事業者数は634件、従業員数は3,272人で事業者数は151件の減、従業員数は16人の減となっております。一番近い調査によりますと、平成21年の経済センサスの基礎調査になります。それによりますと、事業者数としては558件、従業員数にしましては3,090人で、昭和61年から平成の21年の間、約20数年間で事業者の数としては227件の減、28.9%の減、従業員者数につきましては、198人の減、約6%の減となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

税務課のほうから町内の事業者の法人につきましては、法人町民税というのがあります、その課税の中で法人税割というのがあります。この法人税割が課税されていることによって業績が黒字決算であろうと予測されますので、その件数だけを報告させていただきます。

芦屋町の法人205社のうち、平成23年7月から24年7月の法人税割を申告しています事業者数は68社というふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

黒字決算というので205のうちの68社ということで、大体3割程度っちゅうことですかね。福岡県の平均が、企業の中で黒字決算を行ってるのは36%ということになってます。この近隣、遠賀郡の周辺の筑豊圏を調べてみますと、直方市が1,427社中543社、38.1%、飯塚市が3,326社中1,097社の33%、田川市が1,467社中400社ということで29.3%、嘉麻市は647社中241社ということで37.2%ということで、やっぱりこういった厳しい経営状況の中でやはり3割から3割ちょっとの人の企業しかもうけを出してないという、そういった状況です。

また、企業数も見ましたが、消費税が導入されてからやはり言われたように、相当の数が減っております。芦屋町でもやはり200社を超える数が減っておりますし、県の統計調査を見ますと、これは企業の人員数とか規模とかそういったものでいろいろ違いますが、これですと平成2年に9,915社あった企業が2010年には6,172社と、やはりこれも3分の2、3分の1はもう廃業してしまっていると、そういった状況でやはり中小企業を取り巻く環境は本当にやっぱり厳しい状況があるというふうに感じます。

芦屋町、小さな町でもありますが、やはり町としてこういった中小企業をどう育成するかという、そういったことが喫緊の課題というふうに考えておりますが、今全国的には中小企業振興基本条例というこういった法律を制定して、中小企業を応援しようじゃないかということが言われてます。九州、福岡県内では志免町とかそれから直方市、それから田川市、こういったところが今この法律を制定しようとしています。全国的に見ると17都道府県と79市町村、こういったところがこの振興条例をつくり、地元の中小企業を自治体としても応援するんだということを明確にして、力づけているという、そういった状況です。

芦屋町ではぜひこういった中小企業振興基本条例、こういったものをつくって、地元の中小企業を応援していくということが必要ですが、町としてこの中小企業振興基本条例について調査されてるのか、また今後取り組むつもりがあるかどうか、そういったところをちょっと伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今、川上議員さんが言われました中小企業基本条例につきまして、町としましては今後どのようなものかっていうのを今後検討をしていくという形では考えていきたいというふうに思っておりますし、地域の活性化を図り、市民生活の向上、地域社会の発展に寄与することが目的という形でうたわれておりますので、今後の検討課題というふうに思っております。

それと、現在芦屋町のほうでは企業誘致条例等もありますし、そこら辺も企業が進出しやすいような形で見直し、あと振興対策として町の融資制度がございますので、そちらを商業者の方にはより一層活用していただければというふうに思ってお

ります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、お願いいたします。中小企業振興基本条例については、今後この議会の中でも取り上げていきたいというふうに思いますが、きょうはもう時間もありませんので行いません。

最近の円高の中で、本当に小規模事業者の方が輸入品の価格の高騰、これを価格に転嫁できないという状況です。小規模事業者の8割の方はそういったふうに価格に転嫁することができないというふうに知ってますし、また中小企業実態調査の中、副総理も行ったこの調査の中でも、消費税増税分を価格に転嫁できるかという質問に対して全くできないというのがやっぱり約6割を超える業者が答えています。

また現在の電気料金の値上げ、そういったものについての経営への影響はかなりあるというのが4割近くがしています。やはり今現在、中小企業というのは電気料金の値上げや材料費の高騰、消費税増税、こういった本当にトリプルパンチを見舞われて大変厳しい状況になっております。

そういった点で、先ほども言いましたように一番最後の問題ですけど、町長として、今回町長はボートの全国連絡協議会の会長になられたってことですが、先ほども申しましたように全国17場ある中でもやっぱりそれぞれの施行者が大変な連携でやってるといふふうに思います。町長はその内部のいろいろ補助金の問題とかそういったところで解決したいということと言われてましたが、私は基本的には先ほど言ったように中小企業とか地域住民とか、そういったことを考えていけば消費税増税をするなという、それが一番のやっぱり解決方法だと思いますが、そういった、自治体の経営についての大変な状況が生まれるということで、そういった中で町長、消費税の増税についてやっぱり撤回を国に上げていくべきじゃないか、そういったことを思いますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まあ、撤回を求めたらどうかということで、これはもう議員、ご理解の上で質問をされておると思うんですが、これは昨年の国会においてほぼ一部の党を除いて賛成、大多数が賛成をしたと。その賛成は、税は誰もが賛成するわけでもないんですが、消費税の社会保障、税一体改革関連法案、消費税のですね、法案として成立したものであります。これは持続可能な社会保障制度の確立を図るため、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策などの改革を行う目的で実施されることに伴う増税であると承知しておるわけでございますが、今からの世の中、高齢化社会など持続可能な国及び地方公共団体の運営のためにはこの消費税は必要な措置であるものと認識をしておるわけでございます。

議員質問の景気に関しての影響についてでございますが、今、円高になれば結局輸入業者、良くなる企業、円安になれば悪くなる企業、それで一喜一憂しておることは新聞にいろいろさまざま出しておるわけでございますが、この景気に関しての施策というのはやはり7月にある参議院選挙においていわゆるこの消費税問題について一般庶民についてどのようにするかという論議が今から始まるかと思っております。

す。

今は、この消費税増税は議員おっしゃるとおり負担が、一般庶民に対しての負担が多いということは認識しておるわけでございますが、その施策は今後出てくるものと推察されておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは時間がありませんので、次にいきます。

次に、政府による生活保護基準の引き下げによる本町の対応について伺います。

昨年、厚生労働省は全国の生活保護受給者が211万人を超え、過去最多となったと発表しました。なぜ生活保護者が増加しているのか、この要因として不安定な不正規雇用の拡大、高い失業率、ワーキングプアと呼ばれる生活のできない低賃金、無年金や低年金など雇用破壊と貧困の拡大によるものです。年収200万以下の給与所得者が5年連続で1,000万人を超えています。貯金貯蓄ゼロ世帯は2割を超え、ふえ続けています。個人の要因より社会の側に多くの問題があると私は考えます。

この間、経済大国でありGDP世界第3位の日本で餓死した事例が複数ありました。報道によれば、埼玉県では60歳代の夫婦と30歳代の長男の遺体が死後2カ月たってから発見されました。この3人の死因は餓死とみられています。札幌市では40代の姉妹が亡くなっているのが発見されました。亡くなったのは42歳の姉と40歳の妹、妹には知的障害がありました。姉は失業中の身でした。冷蔵庫には食べるものがなく、ガスも止められていました。さらに立川市では、母親と知的障害のある4歳の息子の遺体が発見されています。母親がくも膜下出血で亡くなったあと、残された障害のある長男は食事を取ることができず衰弱死したとみられています。5月24日大阪市北区のマンションの1室で、母と3歳の息子の遺体が見つかりました。母親はお金を所持しておらず、室内の電気やガスは止められており、冷蔵庫もなく食べ物はなく餓死したとみられています。室内から「最後にもっとおいしいものを食べさせてあげられなくてごめんね」とのメモが発見されています。

今日の日本社会では、病気や失業すれば誰もが一気に無収入になりかねないような社会構造になってると私は考えます。ですから、誰もが生活保護制度を受給する可能性があります。国民が安心して暮らすには、生活保護制度がいつでも安心して使えることが必要だと考えます。

政府は生活保護制度の根幹である生活扶助を今年8月から引き下げる方針を決定し、3年間で補助基準額を6.5%引き下げようとしています。これにより、全国の生活保護受給世帯の96%で支給額が下がると見込まれています。また低所得者の負担軽減策として、この保護基準を参照して対象者を設定する制度や、保護基準を参照に金額を改定する制度が多数存在することから、生活保護受給者以外の低所得者にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

そこで、第1点目に伺いたいのは、政府の生活保護基準に引き下げによって支給額が下がる本町の生活保護受給世帯が何世帯と見込まれているのか、またその支給金額がいくら払われる見込みなのか、いくつかの世帯パターン別に示していただきたい。

以上です。簡単をお願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

生活保護の改正については現在与野党協議などが行われて、今国会で成立するといわれています。しかし、現在まで生活保護基準の引き下げに関する内容について、県などから私どものところには資料として届いておりません。

したがって、厚生労働省の生活保護制度の見直しについてという公用資料がございますので、この資料をもとに説明させていただきます。

この中で生活扶助基準見直しによる影響の分布では、ゼロから5%以内の減額となる世帯は全体の71%。それから5%から10%減額となる世帯は全体の25%。別に現行と同じあるいは若干増額が見込まれる世帯がございます。この数字を平成24年度の芦屋町の生活保護を受給されている平均世帯ですけれども、403世帯に当てはめてみますと、96%、約387世帯の生活扶助基準額が減額となる可能性があることが見込まれます。

次に、支給額が減額となる世帯パターンについても、この厚生労働省の公表資料しかございませんのでこれに基づき町村部の例で説明します。

パターンでは減額幅が最も大きいのは、40歳代夫婦と子が2人の場合で、現行17万7,000円の生活扶助額が16万2,000円となって、1万5,000円の減額、率として8.47%ですね。次に大きく減額するのは30歳代夫婦と子が1人の場合で、現行の13万6,000円が12万8,000円、8,000円の減額ですね。率として5.88%下がります。その次に減額幅が大きいのは、20代から40代の単身者で、6万6,000円が6万3,000円となるように影響が出てまいります。

そのほかにも減額するんですけど40歳代、50歳代、70歳代の単身者、それから60歳代夫婦っていうのは現行の額と増減はあまりないというふうに言われております。

また、生活保護の改正案では生活扶助基準額の見直しっていうのは、最初は本年の8月ですね。次に27年4月と段階的に見直しができるように予定されております。

以上、簡単にご説明申し上げました。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

基準額が引き下げられれば1万5,000円も最大でも引き下げられるということで、今でもやはりなかなか大変な状況の中でこの1万5,000円近く引き下げられるっていうことは受給者にとっては大変な問題ですが、ただこれは生活保護の受給者だけの問題にはとどまらず、やはり低所得者の保護を受けてない方々にも多く影響するというところで、こういった保護基準を参照する町の制度や事業は具体的にどのようなものがあるか、答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

生活保護基準を参照とする町の制度ということで、税に関するものをお答えいたします。

生活保護世帯に準ずる方については条例に基づきまして、町民税、固定資産税、国民健康保険税が減免される制度があります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校教育法第19条で、経済的理由により就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。就学援助の対象は、要保護者、準要保護者「教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める人」となっており、芦屋町でも準要保護者に対して学用品費、給食費及び修学旅行費などの援助を行っています。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課から学童クラブの保育料の免除についてご説明いたします。学童クラブでは入会した児童の保護者から保育料を毎月徴収しておりますが、この保護者に負担能力がないと認めるときは、この保育料の全額及び一部を免除することができます。この負担能力がないと認める基準の1つに、就学援助制度に基づく準要保護者世帯に対する免除がございます。減免の割合は全額免除です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国が出してるものでは37程度の制度がこういったものが生活保護の扶助基準に影響するというふうに言っております。具体的に芦屋町でいえば、就学援助の学用品支給等事業、それから小中学校災害共済給付金の掛け金の一部免除事業、それから国民健康保険後期高齢者医療制度の一部負担金の減免に関する財政支援とかありますが、一番大きなのは就学援助の問題です。

それでは、次の就学援助制度はこの影響を受ける制度であるが、芦屋町で就学援助を受けてる方はどのくらいおられるのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

平成24年度における小学生の準要保護対象者数は、122人、全児童数が911人ですから、13.39%。中学生の対象者数が87人、全生徒が503人ですから17.3%。25年度については小学生の対象者数は108人、全児童数869人ですから、12.43%。中学生の対象者数は86人、全生徒数が490人ですから、17.55%となっています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、準要保護の小学校、中学校の報告がされましたが、そういった点ではかなりの方々がこの要保護、準要保護、就学援助を受けてるわけです。この就学援助については貧困の連鎖をなくすためには学校教育における機会の均等が最も有効と考え

られているところで出されております。

それで、これは憲法第26条、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。それから、教育基本法の第4条、全ての国民は、等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、身上、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されない。国や地方公共団体は能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難なものに対して奨学の措置を講じなければならないとしています。

それから、学校教育法第19条、経済的理由によって就学困難とみられる学齢児童、または学齢生徒の保護に対しては市町村は必要な援助を与えなければならないとして、やはりこれは経済的理由で就学困難なものに対して教育の機会を与える、こういったことのためにつくられたものであります。これは、どうするかという、認定するかという点においては、全世帯、世帯全員の所得合計額を需要額で割って、所得が需要額の芦屋町では1.3倍以下とすると、こういった人が就学援助の対象となるわけです。この需要額というのが、これは生活保護基準と算定される生活費の額ということで、これが基準になります。今回これは下げられたわけです。これが下げられたということは、今まで1.3でおられた方が今度は1.35とか1.4とか、そういったふうになって、就学援助からの規定が外されるという、そういった事態が起こります。

これに対して、やはり町としてそうしたことがないように、これはお金の問題ではなくて、憲法の問題であって教育基本法で定められたことです。そうした人をやはり教育の機会を均等に与えるという、そういった立場からどう対応するかということをお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

準要保護者については国の取り組みの趣旨を理解した上で、各自治体が判断するようにといった文書が届いています。このことから判断すれば、国の要保護に対する取り組みに準ずるべきと考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

教育の問題ですから少し私も。まさにその経済格差、教育格差が広がって、しかも固定化して再生産されると。これは事実のようであります。経済格差が子どもたちの学力の問題に非常に影響を与えると、これも事実であると。今議員おっしゃるようにこれ、どうするかと。具体的に。そこをやっぱり我々に問われてるだろうと思っております。

国も第2期の教育振興推進計画を今立てておりまして、その中にも4つの大きな柱があるんですけども、その中にもセーフティーネットということ大きな柱の一つにしております。

それがともかくとして、芦屋町がどうしてるかっていう話ですが、私は子どもたちに学力の格差が出てくるのは事実でしょうけど、義務教育を卒業する段階で、スタートラインに立てると。やはり自分の夢やら希望、志実現のためのスタートラインに同列に立てるということが非常に大事だろうと思ってます。そこはやはり一番

大きな学力であろうし、体力だとか心の問題だろうと思っけてます。

したがって、具体的には一昨年からやられてますイブニングスタディだとか、それから土曜学び合いもそういう意味もありますし、何とか学力を高めるためのいろんな手立てを打っていかうと。そのことを今思っけておりました。さらに土曜授業を去年から始めましたが、土曜授業もそういうことだっけていうこと思っけてまして、みんな子どもたちの学力を高めていっけていただきたいというふうに思っけてます。

先生方にも言っけてますが、経済格差でそれを理由にして学力がついてないっけていうのは話にならんと。学校で8時間は生活してゐるんですから、その8時間はしっかり責任を持とうというふうに思っけてますので、そういう点で芦屋町は一生懸命頑張っけていかうというふうに思っけてます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そりゃあもう、教育長が言われるとおりに、そういった教育のソフトを充実させていっけて、勉学する機会をつくっていくということは必要です。

それと同時に、やっぱりハードの問題、やっぱり物の問題だっけてあるわけです。経済力がなければものが揃わないという問題もあります。

そういった点で、確かに芦屋町は基準が1.3と言いましたが、水町とかほかの町は1.25ということでちょっと高いです。ところが、平成16年の小泉内閣のときに、三位一体の改革によって控除措置が与えられたんですけど、それまでは1.5あった就学援助の基準がそのときに1.3、1.2とか、そういったところに下げてるわけです。そういったその1.5にまた戻せば本来生活保護で下げられた人の分についてもそこが救われるという、そういったことがありますので、ぜひ就学援助を1.3ではなくてさらに上げていっけて、ボーダーラインの人を救っていかう、そういった措置を独自にしてください。

これは、就学援助については町がやることですから、国がやるものではありません。町がどうするかということで決まります。ぜひお願いいたします。

それでは最後に、基準の引き下げが最低賃金の引き下げにつながるということで、最低賃金法9条で住民の所得はどうたっけてあります。こういった点でやはり生活基準を元に戻すと、削らないということが大事だと思っけてますが、その点について町長のご意見を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長は答える時間がありません。

○議員 10番 川上 誠一君

簡単でいいです。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まあ10秒で話できるかどうかということなんですが、これはもう議員はもう常に日本共産党ですという頭で言われてますんで、もう党の話ですのおわかりかと思っけてますが、これはもう衆議院の本会議で自民、民主、維新、公明、みんなの党、生活の賛成多数で可決されたわけでございますよね。これは参議院に回されるわけでございますが、その中に生活困窮者自立支援法案、これが賛成多数で可決されました。

と同時に厚生労働委員会委員長の提案の中で、子どもの貧困対策を推進するための法案がこれ、全会一致で可決されておるわけでございます。共産党さんもこれは賛成されておられるということをご認識しておるわけでございますが、最低賃金との関連でございますが、もう時間ないんで結論だけ申し上げます。

福岡県は過去、毎年最低賃金が上がっております。恐らくこれと、法が少し下がっても、最低賃金が下がることはないものと確信しておりますし、もしそういうことになると今度は県の町村会を通じてそれはきっちり対処したいと思っております。

以上でございます。

○議員 10番 川上 誠一君

終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、3番、刀根議員の一般質問を許します。

○議員 3番 刀根 正幸君

議長。ちょっとここでお聞きしたいんですが、今までに一般質問を次の議会に引き延ばすとかいった事例はございますか。

○議長 横尾 武志君

ありませんよ。そんなことできません。

○議員 3番 刀根 正幸君

ありませんね。

○議長 横尾 武志君

それでは、きょうの一般質問は取り下げてください。

○議員 3番 刀根 正幸君

わかりました。もう時間がかなりきてますんで、きょうのところは私の一般質問、取り下げます。

○議長 横尾 武志君

では、刀根議員の一般質問は次回ということで、よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時32分散会